



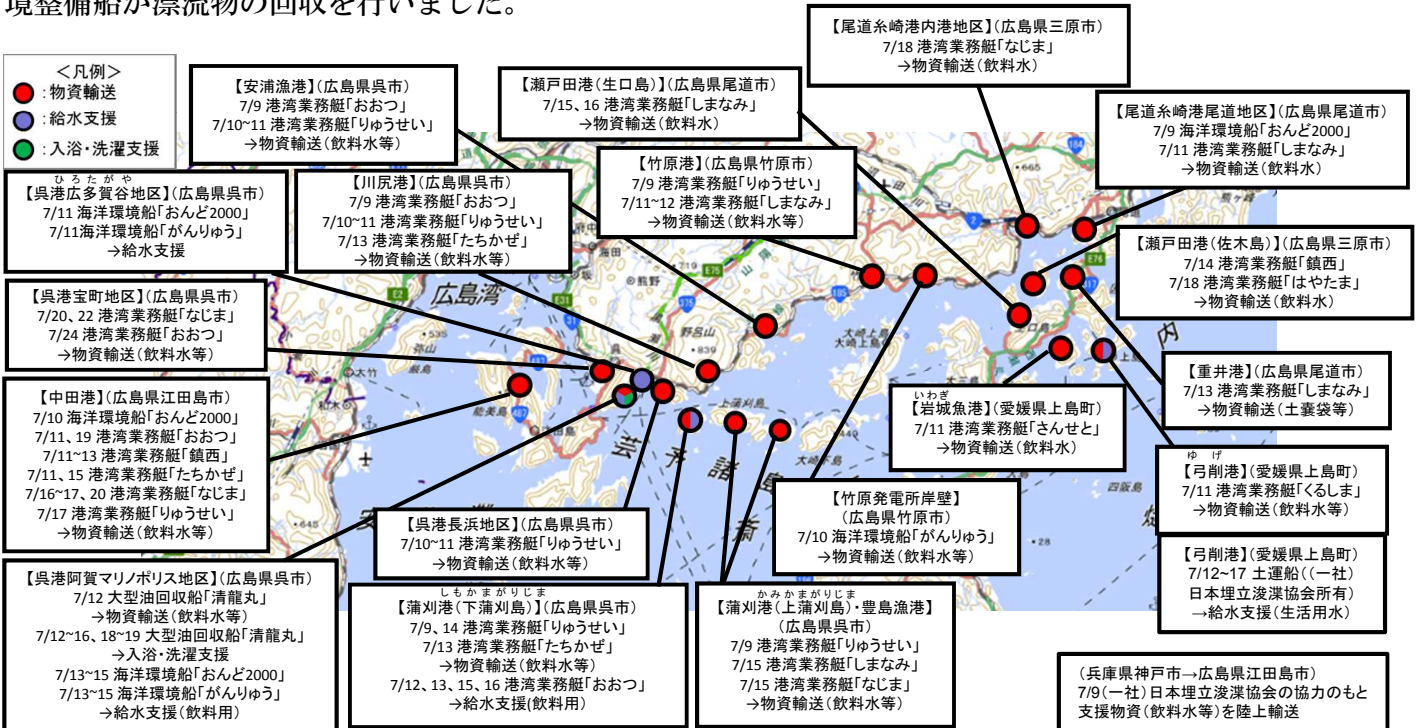
みなと通信

平成30年7月豪雨特集

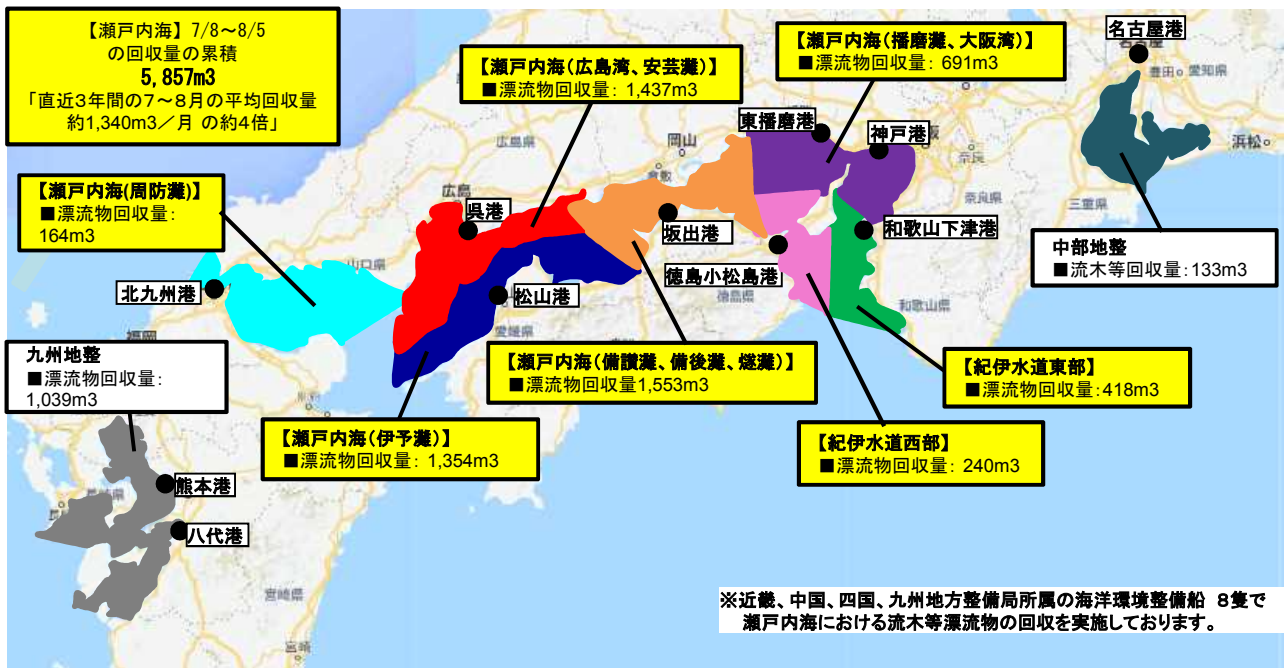
発行国土交通省港湾局
東京都千代田区霞が関2-1-3
電話03-5253-8670 〒100-8918

6月28日(木)～7月8日(日)にかけて、前線や台風7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、発生した土砂崩れで、線路や道路のネットワークが寸断され、支援物資輸送に影響が出ました。

国土交通省港湾局として、陸路の寸断被害が大きかった中国・四国地方を中心に、船による物資輸送や給水支援、さらには入浴・洗濯支援を行いました。また、今回の豪雨に伴い、瀬戸内海や九州地方で大量の漂流物が流出し、航行船舶の安全を確保するため、近畿地整・中国地整・四国地整・九州地整所属の海洋環境整備船が漂流物の回収を行いました。



港湾における支援状況(7月9日～7月29日)



流木等漂流物への対応(7月8日～8月5日現在)

清龍丸による入浴・洗濯支援

中部地方整備局所属の「清龍丸」が、7月12日（木）～19日（木）まで呉港阿賀マリノポリス地区にて、被災地の皆さんへ入浴・洗濯支援を行いました。17日（火）を除く7日間で1199人の方に、ご利用いただきました。



清龍丸

利用者からは「久しぶりの入浴でとても気持ちよかったです!」「髪を洗えて嬉しかった」「洗濯支援が全てそろっていたので家みたいに使わせて頂きました」などご意見をいただき、喜んでいる様子でした。



利用者の様子



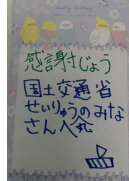
利用者がくつろぐ様子



浴槽の様子



脱衣場の様子



感謝状

海洋環境整備船による漂流物回収

今回の豪雨により、河川等から大量の漂流物が海洋に流出しました。瀬戸内海では、近畿・中国・四国・九州の各地方整備局の海洋環境整備船8隻が漂流物回収を実施しました。7月8日（日）～8月5日（日）の瀬戸内海における回収量の累積が5,857m³となり、直近3年間の7～8月の平均回収量の約4倍の回収量となりました。



漂流物状況



8隻の海洋環境整備船



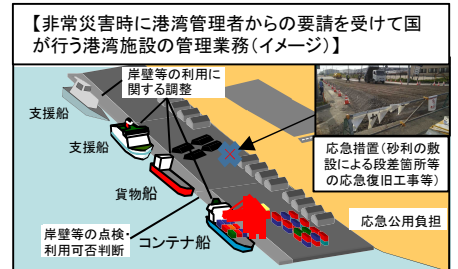
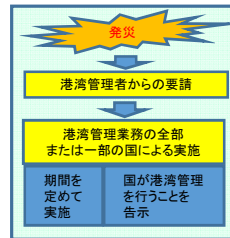
流木回収状況

国が呉港の港湾施設の一部を管理 ～全国初の港湾法第五十五条の三の規定を適用～

平成28年の熊本地震発生後、支援船舶の集中により、港湾利用者との円滑な調整等に支障が発生したため、翌年に港湾法を改正（港湾法第五十五条の三の三）し、災害時に港湾管理者の要請に基づき、国が港湾施設の管理を実施できるようになりました。

今回の豪雨で呉港において、漂流物の回収や多数の支援船の入港等、港湾管理者の業務が非常に増加している状況が発生しました。呉港の港湾管理者である呉市からの支援要請があり、港湾法第五十五条の三の三に基づき、国が呉港の港湾管理者に代わって、漂流物の回収等を実施しました。

なお、港湾法第五十五条の三の三の適用は全国初です。



船舶による給水支援と支援物資輸送

今回の豪雨で、取水場が冠水や土砂崩れで壊れるなどして、断水による水不足が発生しました。陸路の輸送が寸断されたため、船舶による給水支援と支援物資輸送を行いました。

中国・九州地整所属の港湾業務艇等が、7月11日（水）～16日（月）の間、呉市にて給水支援を実施しました。総提供量は、約50,000リットルになりました。また、風呂水等の生活用水不足に対処するため、日本埋立浚渫協会と連携し、土砂運搬船を活用して生活用水を輸送しました。

中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局の海洋環境船等が、7月8日（日）～呉市や尾道市等に支援物資（飲料水等）を輸送しました。



港湾業務艇「おおつ」による給水支援



土砂運搬船による生活用水支援



港湾業務艇「くるしま」（四国地整）@上島町（岩城島）



港湾業務艇「はやたま」（近畿地整）@三原市（瀬戸田港）